第 2 号
昭和42年6月10日発行

発行所　鹿児島市秘書課
編集発行人　永橋孝昭
印刷所　南日本新聞社印刷局

かごしま 市政だより

正しい住民登録を

毎年7月1日から7日までの1週間は住民登録届出励行週間です。住民登録は，選挙権の行使や子どもさんの就学関係，保健所からの通知など，みなさんの日常生活に密接な関係があります。もし住民登録の住所と現在の住所と異なっているときは，すぐ市役所で住民異動届をお出しください。

市民生活に密着した市政を推進

教育文化・住民福祉の向上を図る

旧鹿児島・谷山両市が合併して誕生した私たちの町、新しい鹿児島市の市長選挙は、去る五月二十一日行なわれ、末吉利雄氏が初代市長に就任されました。今後の四年間、私たちの市長として、私たちにかわって市政を担当していただくわけです。一方、市議会も五月二十六日から開かれ、議長に浜平勇吉氏、副議長に長野清一氏が選ばれました。新市の市政は、いよいよ本格的に、その歩みを進め始めたわけですが、末吉市長は、その就任にあたり、教育文化の向上と住民福祉の向上を二本の柱に市民生活に密着した市政を推進したいと、つぎのとおり、その抱負を述べられました。私たちのくらしを、私たちの鹿児島市を、より豊かなものにするために、みんなで力を合わせ努力いたしましょう。

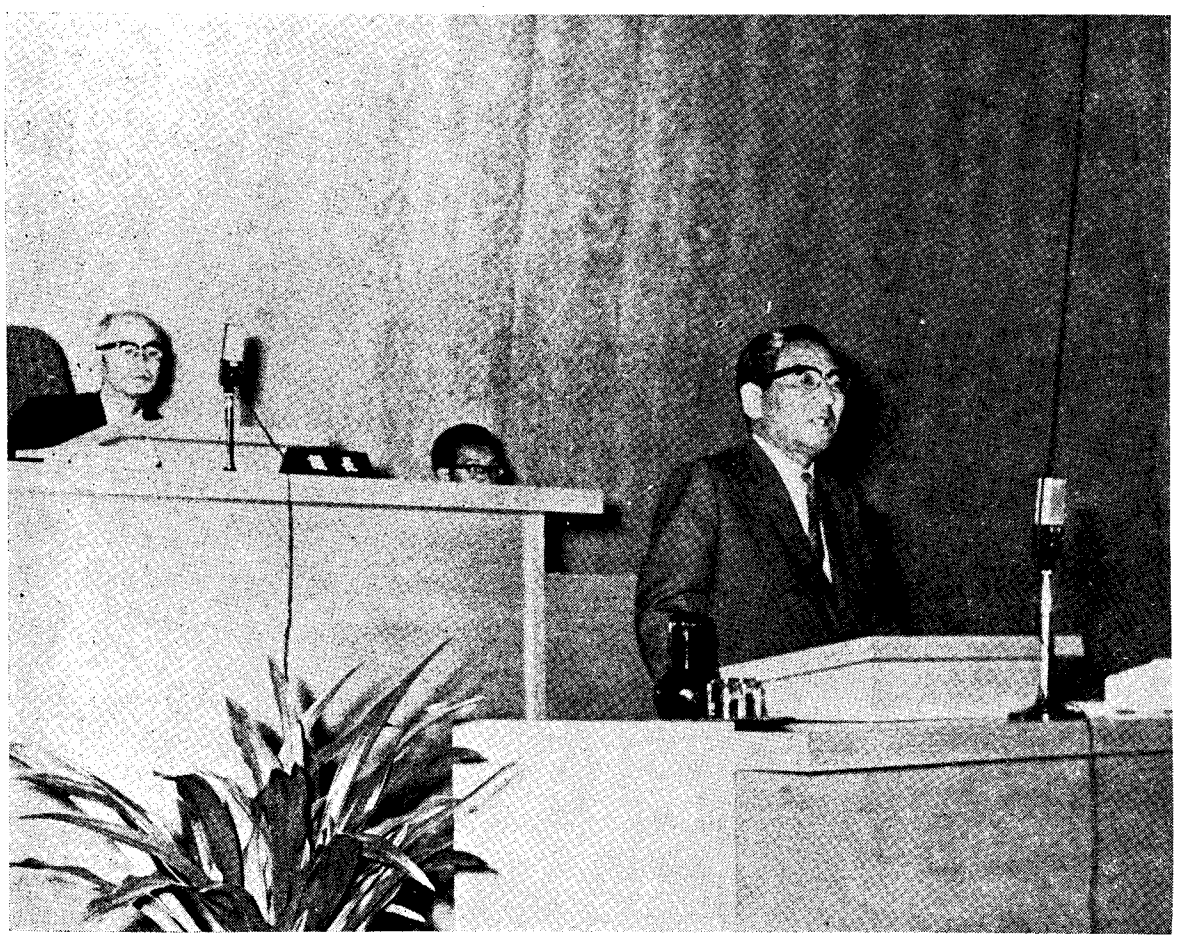

（市議会本会議で就任あいさつをする末吉市長）

さきの市長選挙におきまして、市民のみなさん多数のご支持により市長に就任いたしましたが、その責任の重大さを痛感しています。

私は、市政というものは市民の日常生活の中から出てくるいろいろな不平や不満あるいは要求というものを、一つ一つ具体的に解決していくという努力の姿であると思います。したがって、今後の四年間、市民のみなさんとともに新しい鹿児島市の新しい市政を確立してまいりたいと考えますので、このような私の市政に対する見方にご同意いただき、ご協力くださるようずもってお願いしておきたいと思います。

教育文化・福祉都市の建設

さて、旧鹿児島・谷山両市が合併して、いわゆる新しい鹿児島市が誕生したわけですが、将来の大鹿児島の展望に立つとき、いろいろな問題が山積しています。しかも、市政というものが市民生活に密着し、明日の生活の明るさに期待が持てるようなものでなければならないとしますと一体どうすればよいかという問題が出てきます。

私自身、将来の五十万都市ということについても、いろいろと構想を持ってはいますが、とりあえず鹿児島市としてやっていかなければならないことは、なんといっても教育文化都市の建設でなければならないと同時に福祉都市の建設でなければならないと思います。そして、産業も経済も、すべてこの二本の柱につながるものでなければならないという考え方を持っています。したがって、市民のみなさま方にも、この私の二本の柱に関心を寄せていただくと同時にご協力いただきたいと思います。

青少年教育に重点

とくに来年は、鹿児島にとって、非常に意義深い明治百年を迎えようとしていますが今日、鹿児島県は、鹿児島市をも含めて、政治・経済の谷間に陥っているということがいわれています。このようになった理由にはいろいろ問題があろうと思いますが、私たちは、そのことをただ単に嘆くだけでなく、この明治百年を迎える機会を契機にして、その谷間を埋め合わせていかなければなりません。そしてそのためには、なんといっても青少年の教育というものに重点を置かなければならないと思います。

いまの鹿児島市をいかによくするか、あるいは将来の鹿児島市をいかによくするかということについて考えるとき私は、やはり将来の展望に立って、現実をいかに処理して行くかということに中心を置いて考えなければならないと思います。したがって、教育・文化の向上ということについては、何よりも意を用いてまいりたいと思います。

老人をいたわる施策も

さらに政治の目的というものは、国政にしても、県政にしても、また市政にしても住民の幸福にあり、これを考えない政治というものはあり得ないと思います。つまり、住民が今日よりは明日へ、明日よりは明後日へと豊かで明るい生活ができるようにするために政治というものが行なわれており、市政もまたそのような目的と目標を持っていると思います。そうしますと福祉都市として、住民一人一人の福祉の向上が、市政の大きな眼目でなければならないことは申すまでもありません。

ところで、福祉という問題を考えるとき、いろいろな問題がたくさんあります。たとえば、子どもたちを大切にする問題やおとしよりをいたわる問題、あるいは身体障害者の問題、その他母子家庭の問題などがあげられましょう。

これらの問題を総合的に市政の中に折り込むことは当然のことですが、とくに私は子どもを大切にする施策、あるいはおとしよりをいたわる施策というものを、やはりこの際強く打ち出し、努力してまいりたいと思います。

財政の健全化を図る

以上あげました問題のほかにも、いろいろな問題が山積していますが、私は市政を担当する場合に、何といっても財政問題を抜きにしては考えられないと思います。鹿児島市の財政についてもさきほどから、いろいろと検討してきましたが、楽観を許さないといっても過言ではありません。

したがって、財政の健全化を図ると同時に歳入財源を増やしていくということにも、このうえとも意を用いなければならないと思います。

そして、今後、いろいろな施策を実施していくことになりますが、財源とのにらみ合いの中で、できるだけのことをしてまいるつもりです。

市民のみなさま方におかれましても、私の施政方針をご理解いただき、より豊かなしかも新しい民主的な市政の確立のために、このうえともご協力くださるようお願いいたします。

消費生活モニター募集

商品の価格や量目、品質、広告や表示のしかたなど、消費生活につながる問題について、市民のみなさんの意見を聞き、効果的な消費者行政を推し進めるため、つぎの要領により消費生活モニターを募集します。多数ご応募ください。

応募資格　市内に居住する満20歳以上の主婦で、常時、小売市場やスーパーマーケットなどを利用していること。また、家族構成が3人以上であること。

募集人員　40名以内

応募方法　用紙は官製ハガキを使用し、つぎの事項を記入すること。

(イ) 住所・氏名・生年月日・職業
(ロ) 家族の氏名・性別・職業
(ハ) 居住地の環境（商店街・住宅街等の別）

応募締切　昭和42年6月25日（当日消印有効）

応募先　鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市役所　商工水産課

決定通知　委嘱状をもって本人に通知します。

市民税

旧市の税率で課税

来年度から同一税率に

学校を建設したり、道路をよくしたり、市が市民のみなさんのためにいろいろな仕事を進めていくためには、非常に多くの経費がかかります。

そして、その経費の大半はみなさんに納めていただく市税によってまかなわれているわけですが、市税のなかでも市民税は、みなさんにとって最も身近で最も関心のある税金といえましょう。

そこで、新市発足後、初めての年である本年度の市民税は、どうなるのか、とくに個人の市民税についてお知らせしましょう。

やむを得ない税率の格差

本年度の市民税は、合併にともなう過渡的な措置として表②に示すとおり、鹿児島地区は旧鹿児島市の税率で、また谷山地区は旧谷山市の税率で課税されます。

まず、鹿児島地区の場合本年度分についても旧鹿児島市において減税が実施され、これまで課税標準額十五万円以下の段階にだけ適用していた標準税率を、四十万円以下の段階にまで適用するようにしたほか、二千万円以下の各段階ごとの税率も引き下げられました。課税標準額が四十万円をこえる各段階の税率はそれぞれ標準税率の約一・三倍になっています。

この結果、鹿児島地区の納税義務者のうち約八十五パーセントの人は標準税率で課税されるようになりました。ちなみに、この標準税率で課税される人は、税額ではいくら以下の人かみてみますと、市民税・県民税合わせて年額一万九千円以下（昨年度は六千五百円以下）の人になります。

一方、谷山地区の場合、本年度の税率は、旧谷山市の昨年度の税率と同じです。したがって、鹿児島地区の税率と比較しますと、所得の低い段階で、少しずつ高くなっています。これは、これまでも旧鹿児島市の税率とはいくらかの格差があったうえに、本年度分についても旧鹿児島市の税率が引き下げられたことや地方税法によって市民税の課税期日が一月一日と決められており合併前に課税要件が成立していることなど、過渡的にやむを得ないことによるもので、来年度からは両地区とも同じ税率に統一されることになっています。

なお、本年度は地方税法の改正によるつぎの減税が行なわれました。

◎事業専従者控除額のうち青色申告分十万円が十二万円に、白色申告分六万円が八万円に、それぞれ引き上げられました。

◎配偶者の所得が五万円をこえる場合の扶養控除額六万円が七万円に引き上げられました。

◎障害者・未成年者・老年者寡婦の非課税限度額二十四万円が二十六万円に引き上げられました。

他都市なみの税率

ところで、市民税の税率については、一昨年、全国的に課税方式が本文方式に統一されると同時に標準税率の制度が設けられました。しかし財政力の弱い市町村にとって税率をいっきょに引き下げ、標準税率を採用することは、それだけ財源が減ることになり容易なことではありません。

そこで、各市町村は、その実情に応じ、制限税率（標準税率の一・五倍）の範囲内で税率を決めてよいことになっています。

鹿児島市の場合も、標準税率をいくらかこえて課税しているのは、財政的にその余裕がないからにほかなりません。

とくに旧鹿児島市の場合その理由として、第二次世界大戦により市街地の九割が焼失するという手ひどい戦災をうけ、その復興のために非常に多額の経費を要したということがあげられましょう。

それでも、昭和四十年度以降、財政の許す範囲内で税率の引き下げを実施し、標準税率に近づけるよう努力してきました。そして、標準税率にあと一歩というところまで来たわけです。

昨年度の全国各都市の税率をみてみますと、制限税率を採用している都市がまだかなりあります。また、県内の市で標準税率を採用しているのは出水・阿久根の両市だけで他の市はすべて標準税率をこえて課税しており、鹿児島市と同程度、あるいはそれ以上の税率を採用しています。

納入方法はこれまでと同じ

市民税の納め方は、鹿児島地区の場合これまでと同じですが、谷山地区の場合は、これまでの納付場所（支所・出張所・鹿児島銀行）のほか新たに最寄りの郵便局でも納めることができます。

ただし、納期限が過ぎて延滞金がつくようになりますと市の納税課・支所・出張所・駐在員事務所以外では納められなくなりますのでご注意ください。

なお、両地区とも、本年度から納税通知書（納付書）は年に一回だけ発行しますので最後の納期まで紛失しないよう大切に保管してください。

涼風呼ぶソーメン流し

谷山の慈眼寺公園のソーメン流しが始まりました。お友達どうしで、あるいはご家族づれで夏の味をお楽しみください。

表①　市民税の所得割額計算のしくみ

｛所得－（雑損＋医療費＋社会保険料＋生命保険料＋配偶者控除（8万円）＋扶養控除（4万円）＋基礎控除（10万円））｝×税率－累進控除－税額控除＝所得割額

この計算式で所得というのは，総所得から必要経費を差し引いた後の金額です。たとえば給与所得の場合は給与所得控除後の金額，事業所得の場合は専従者控除等をした後の金額です。これから雑損以下基礎控除までの金額を差し引いたものが課税標準額です。なお，雑損・医療費・生命保険料は支出した金額がすべて控除されるわけではなく，その支出金額に応じてそれぞれ控除額が決められています。

表②　市民税税率の比較

課税標準額	鹿児島地区 昭和42年度 税率	鹿児島地区 昭和42年度 累進控除額	鹿児島地区 昭和41年度 税率	鹿児島地区 昭和41年度 累進控除額	谷山地区 昭和42年度(41年度と同じ) 税率	谷山地区 昭和42年度(41年度と同じ) 累進控除額
15万円以下の金額	2.0%	0円	2.0%	0円	2.4%	0円
15万円をこえる金額	3.0	1,500	4.1	3,150	3.9	2,250
40万円をこえる金額	5.0	9,500	5.4	8,350	5.2	7,450
70万円をこえる金額	6.5	20,000	6.8	18,150	6.5	16,550
100万円をこえる金額	7.5	30,000	8.1	31,150	7.8	29,550
150万円をこえる金額	9.0	52,500	9.5	52,150	9.1	49,050
250万円をこえる金額	10.5	90,000	10.8	84,650	10.4	81,550
400万円をこえる金額	12.0	150,000	12.2	140,650	11.7	133,550
600万円をこえる金額	13.0	210,000	13.5	218,650	13.0	211,550
1,000万円をこえる金額	14.0	310,000	14.5	318,650	14.3	341,550
2,000万円をこえる金額	15.5	610,000	15.5	518,650	15.6	601,550
3,000万円をこえる金額	17.0	1,060,000	17.0	968,650	16.9	991,550
5,000万円をこえる金額	18.0	1,560,000	18.0	1,468,650	18.2	1,641,550

申込みは職場学校を通じて

市電・市バスの定期券

通勤・通学に市電や市バスの定期券を利用している人は現在およそ三万七千人にものぼっていますが、この定期券は職場や学校を通じてお申し込みいただくことになっており、個人には発売していません。市電・市バスの定期券がご入用の際は、必ずつぎの要領によりお申し込みください。

新規購入

新設の事業所やこれまで定期券を購入したことのない事業所に勤務し、定期券が必要な方がある場合は、その事業所から、定期乗車券発行認定申請書を提出していただくことになっていますので、交通局乗車券係で申請用紙の交付を受けてください。この申請が認定されたとき、初めて定期券を購入できます。

追加申込み

現在、定期券の発行認定をうけている事業所や学校に通勤・通学なさる方が申し込まれる場合は、その事業所や学校にある定期乗車券発行認定申請書に記入し、申込月欄に本人の印鑑を押してご提出ください。なお、申込みは、原則として継続申込みとなりますので、一度申し込まれますと、取り消しのないかぎり毎月申し込む必要はありません。

住所などの変更

住所の変更によって乗降区間が変わる場合は、住所変更届に定期乗車券発行認定申請書と定期券をそえてお申し出ください。事業所や学校の所在地が変わった場合は所在地変更届をお出しください。また定期券は再発行しませんが定期券を張る台紙を紛失された場合は、紛失届を出されますと作成します。なお、これらの場合の手数料は、一件につき五十円となっています。

定期券の発売所

学校関係と交通局市役所前乗車券発売所に購入届を出された事業所には市役所前乗車券発売所で、その他の事業所には交通局乗車券係で発売しています。

桜島爆発の避難訓練

五月二十九日、東桜島の持木地区で桜島の大爆発に備え、大がかりな避難訓練が行なわれました。

地元の持木地区の人たちをはじめ東桜島小・中学校の児童生徒など千余人が参加しましたが、最近、南岳の火山活動が活発になっているだけに実地さながらの訓練風景でした。

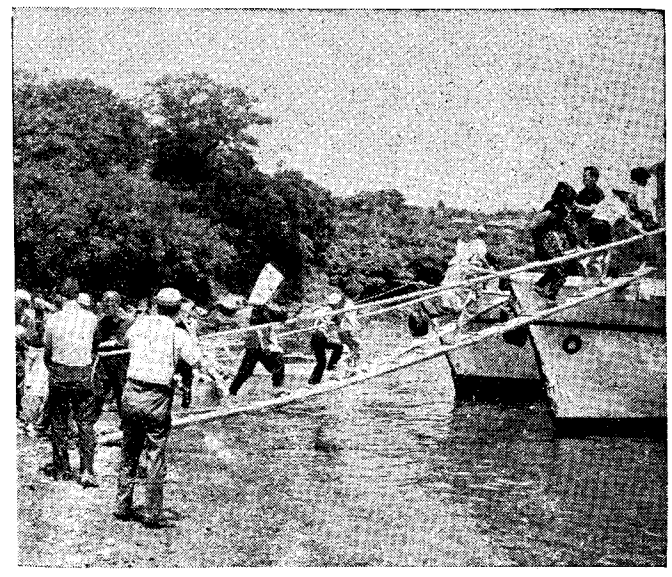

（桜島が大爆発？…海岸に待つ船に乗り込む地区の人たち）

健康な体で明るい家庭を

七月から結核の住民検診

最近では、生活の向上や医学の進歩によって、結核で死ぬ人の数は、目に見えて減ってきました。

結核患者は五軒に一人

しかし、先ごろの結核実態調査によりますと、わが国には五軒に一人の割合で結核患者がおり、しかも、その八割までが自分の病気に気がつかず健康だと思っていたという結果がでています。

結核は、こんな人たちからつぎつぎに伝染してゆくのですが病気が進んでしまってからでは治療が非常に困難になります。

ですから、結核は予防すると同時に、早く発見し、早く治療することが、何よりも大切なのです。

その予防や発見の方法としてツベルクリン検査やＢＣＧ接種、レントゲン検査が大事な役割を果たしています。

そこで、保健所では、七月から十二月まで各地区を巡回（一部は保健所で実施する）し、無料で結核の住民検診を行ないます。

（レントゲン撮影を受ける人々）

この検診の対象者は、十六歳以上の人（学校や職場で結核検診を受ける人を除く）と六歳以下の乳幼児（生後二カ月未満の赤ちゃんや幼稚園児保育園児などを除く）です。

対象世帯にハガキで通知

十六歳以上の人については各世帯主あてに、ハガキで検診日や会場などを通知しますので、そのハガキにお受けになる家族の名前を記入し、検診会場へご持参ください。

通知がこない場合でも、地区の小・中学校や公民館などもよりの会場で受けられます。

また、六歳以下の乳幼児のツベルクリン注射については別途ハガキで通知（一部の地域は、実施ずみ）しますので指定の日に受けてください。

通知がこない場合は、中央保健所の予防係（電話③〇二二一）へご連絡願います。

来年の入学児は必ず受けて

とくに来年、小学校に入学するお子さんは、入学前の身体検査と面接の際、本人と家族の受診の有無を検診済の証（勤労者は職場で行なう結核検診の証明、受療中の方は主治医の証明）で確かめますので、この検診を必ず受け、検診済の証をもらって入学前まで保存しておいてください。

なお東桜島地区は、六月二十三日まで、小・中学校や公民館などを巡回、実施していますので、近くの会場で一人もれなく受けてください。

雨期の災害に備えよう

危険個所では一層の注意を

市周辺の山野のなかには、すでに宅地に造成された所や造成工事中の所が、かなりあります。

これから本格的な雨期を迎えますが、本県は南九州特有のシラス土が多いため、宅造地にかぎらず山沿いの地域などでは、長雨や豪雨のたびに、土砂の流出やがけくずれなど、これまで多くの被害を出しています。

そのため、宅地造成防災連絡協議会では、危険度の高いものＡ級三十四カ所、Ｂ級三十三カ所、Ｃ級二十カ所を危険個所に指定し宅造施行者などを指導、監督しています。

また、この危険個所のほかこれまで危険個所だった所なども、すでに事前調査を終え警備体制を整えています。

そこで、このような危険地域やその近くに住んでおられる方も、つぎのことに注意しふだんから自衛対策をたててておきましょう。

⊙くずれやすい土手、へイなどを補強し、また排水溝はよく補修し、さらえておく。

⊙大雨注意報など気象予報に十分気をつけ、また停電に備え、懐中電灯やトランジスタラジオなどを準備する。

⊙雨が降り続いたり、大雨が降ったら、付近をよく見回り地割れや陥没などはないか注意する。異状に気づいたらすぐに市消防署（電話②六一五八）へ連絡するとともに、隣近所の人にも知らせる。

⊙避難命令が出たら、指導者の指示によくしたがう。

⊙婦人や子ども、お年よりなどは、早めに避難させる。

⊙ふだんから避難先への道順を考えておき、がけ下や川のそばは、なるべく通らない。

⊙避難するため、家を出るときは、火災が起きないように火の始末を完全にする。

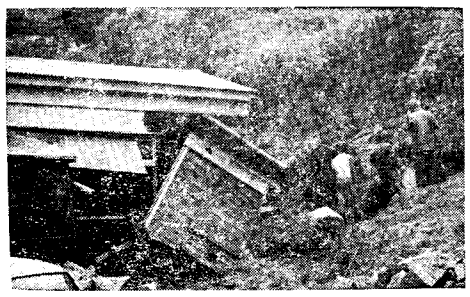

（烏山の災害現場…41年７月）

食品の取扱いは慎重に

つゆ時に多い食中毒

これからツユに入りますと湿度の高いうっとおしい日が多くなり、また一雨ごとに気温も上がりますので、細菌やカビなどが、いちばん繁殖しやすい状態になります。

そこで、ばい菌の繁殖しやすい食品の調理、保管にあたっては、十分気をつけてほしいものです。

梅雨期から秋にかけて多発

過去の食中毒の発生状況をみても、その大部分が、この梅雨期から秋にかけて発生していますので、家庭や事業所では食品の取り扱いに、よく注意することが必要です。

清潔、じん速、低温が大切

そのためには、いつも食中毒防止の三原則（①清潔、②じん速、③低温）をよく守りつぎのことに十分注意し、健康な体で、この梅雨期を乗り切ってください。

⊙食品が細菌やカビなどに汚染されないよう、その取り扱いには十分気をつけること。

⊙調理前や食事前には、必ず手を洗うこと。

⊙調理器具や食器、ふきんなどはよく洗い、いつも乾燥させて清潔に保つこと。

⊙台所は風通しをよくし、ハエやゴキブリなどを完全に駆除すること。

⊙食物は、できるだけ新鮮なうちに調理し、味つけはなるべく濃くしておくこと。

⊙保存する場合は、摂氏五度以下の低温で保存し、加熱できるものは食べる際に、できるだけ熱を加えること。

⊙疑わしいものは、思いきって捨てること。

ご存じですか

原付自転車のナンバー交換は

この四月から、原動機付自転車（125cc以下の単車やスクーター）のナンバーが新しい型に変わりました。

古い型のナンバーは来年四月二十九日まで有効ですが、このナンバーでは自動車損害賠償責任保険の契約更新ができませんので、まだ新しいナンバーと交換しておられない方は、この保険の切り換えのときまでにナンバーの交換をすませてください。

この新しいナンバーは市役所別館二階の市民税課庶務係（⑩番窓口）でお渡ししますが、ナンバーを交換されるときは、つぎの点に気をつけてください。

〇　車名、車台番号、エンジンの型式を前もってメモし、そのメモを必ず持参すること。

〇　自分の車についているナンバーをとりはずして持参すること。

〇　忘れずに、印鑑を持参すること。

また、原付自転車を売ったり、下取りや解体に出すときなどは必ず自分で車のナンバーを取りはずし、そのナンバーをそえて市民税課庶務係へ廃車申告書を提出してください。

水に親しむ季節です

各公園のプール開き間近

日増しに暑くなり、水のこいしい時期になりました。

ことしも七月一日から、つぎの六つの公園にあるプールを開設する予定ですので、多数ご利用ください。

一般用…天文館、共研、鴨池公園のプール

子ども用…中央、甲突川左岸緑地（アシカ）、若宮公園のプール

ところで、これらのプールを使用する場合のきまりは、つぎのようになっています。

▽**一般用プール**…一回（五十分間）の料金は高校生以上一人二十円、中学生以下一人五円。使用できる時間は九時～十七時で九月末まで開設の予定です。ただし鴨池公園のプールは中学生以下の料金が一人十円で、八月末まで開設する予定です。

▽**子ども用プール**…料金は無料で小学二年以下の子どもに限り使用できます。時間は十一時～十六時で九月十五日頃まで開設の予定です。ただし若宮プールは有料（料金未定）で小・中学生に限り使用できます。時間は九時～十七時。

なお伝染する恐れのある病気にかかっている子どもや体の調子が悪いとか疲れている子どもは、泳がせないこと。

また、泳ぐ前には、必ず準備体操をし、子どもは、おとなの監視のもとに泳がせるようにしましょう。

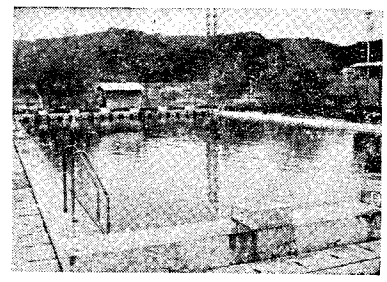

（開設を待つ若宮プール）

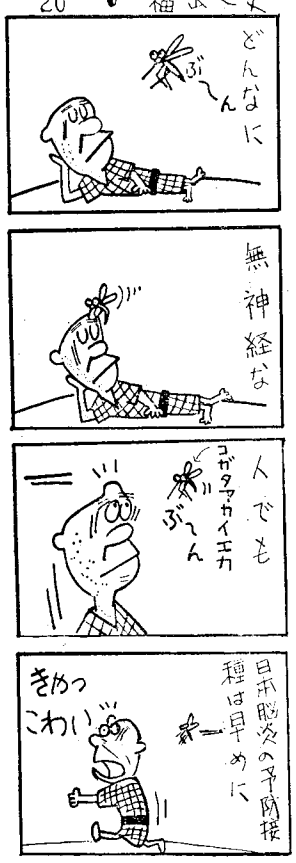

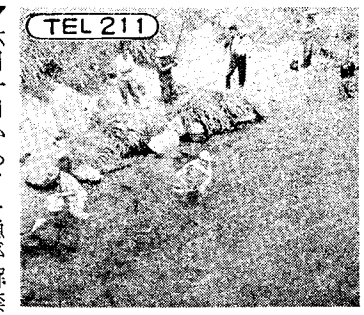

▼六月一日からアユ漁が解禁になり、甲突川でも釣糸をたれている人をたくさん見かけます。今年の三月末、池田湖や思川でとって放流した約百キロの稚魚は二十cmくらいに成長して、豊漁だそうです。

また今年は初めての試みとして去る三日、ニジマス三千尾を河頭付近に放流しました。

家庭の日などには家族で釣りを楽しみ、自然に親しむのも実益を兼ねた行事の一つではないでしょうか。

▼市内の貸本屋さんたちで作っている親交会が、四月から毎月五十冊の本を市民課の待合室に寄贈しています。

とかく待つ時間というものは長く感じ、イライラするものです。そこで本でも見てゆったりとした気持でお待ちくださいというわけです。

▼十二日は、入梅。じめじめしたつゆ時のうっとおしさはさっぱりしたはだ着をきていることだけでもだいぶ防げます。下着類は手まめに洗い室内やのき下にかけておき、晴れ間を見てすぐ外に干しましょう。また野菜類が安く豊富に出回ります。たくさん食べて暑さに負けない体力をつけ元気に夏を過ごしましょう。

習性を知り根気づよく

今がゴキブリ退治の絶好期

みなさんのお宅にはゴキブリ（アマメ）は、いませんか。年々ハエやカは減っているのにゴキブリは増えています。

最近、冷暖房設備などが普及してきたため、ゴキブリは一年中繁殖するようになりました。とくに五月末から七月にかけては、いちばんの繁殖期ですので、今がゴキブリ退治の絶好期というわけです。

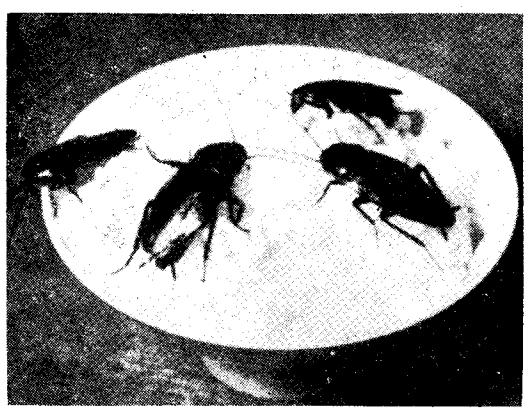

（ばい菌のかつぎ屋〝ゴキブリ〟）

そこで、六月から八月までを〝ゴキブリ駆除強調月間〟ときめ、全市をあげて駆除運動を行ないます。

この駆除運動も、ことしで四回目。これまで正しい方法で徹底して駆除した地区や家庭では、かなりの効果をあげています。しかし飲食料理店や事業所、集団給食施設などでは、まだ十分に駆除が行なわれていない所が多いようです。

期間中、市環境衛生課では、ご希望があれば、駆除についての実地指導に応じます。

ところで、ゴキブリは、ご存じのように伝染病菌や寄生虫卵をまきちらす恐ろしい害虫なのですが、では何でもあさる、この汚ない虫を退治するには、どうすればよいのでしょうか。

それには、まず昼間ひそんでいる〝すみか〟を見つけ出すことです。引き出しのサン流しの後ろ、食器棚の奥、調理台やガス台の下などを調べてみてください。ふんでまっ黒になったり、卵さやなどがあったら、そこが〝すみか〟です。▼暖かく▼暗く▼餌に近く▼じめじめした▼狭い所に群れをなしています。〝すみか〟を見つけたらその場所やゴキブリが通りそうな所に殺虫剤（ダイヤジノンやスミチオン、バイテックスなどの成分入の）を散布するかハケで塗り、一～二カ月おきます。

つまりゴキブリを駆除するには、その習性をよく知り食物をきちんと始末し、根気強く続けてやることが大切です。

流行期前に予防接種を

もうすぐ日本脳炎の多発期

七、八月は日本脳炎が、いちばん流行する時期です。

なるべく六月中に、予防接種を受けておきましょう。

一回の料金は二百円で市内の内科、小児科（谷山支所管内は内科、産婦人科、耳鼻科）でできます。

とくに三歳～十二歳と五十五歳～六十四歳の方に、かかる人が多いため、ことしからこの年令の方で、つぎに該当する人は無料で予防接種が受けられます。六月末日までに無料接種券持参のうえ、もよりの病院で受けてください。

①生活保護家庭や住民税の非課税家庭、均等割だけ納める家庭の三歳以上の未就学児と五十五歳～六十四歳の方。

②生活保護家庭および準援護家庭の小学生。

ただし生活保護家庭の方は民生委員または市福祉事務所の証明書を、均等割額だけ納める家庭の方は住民税の令書か領収証を保健所へ（東桜島伊敷支所管内の方はそれぞれの支所へ、谷山支所管内の方は保健所谷山分室へ）持参のうえ無料接種券をもらうことなお住民税の非課税家庭の方や令書、領収証のない方は保健所の（伊敷、東桜島支所管内の方はそれぞれの支所庶務係の、谷山支所管内の方は保健所谷山分室の）発行する該当者票があれば、市民税課（支所管内の方は、もよりの支所の市民税係か税務係）で無料で証明書がもらえます。

該当者票をもらうときには健康保険証など年齢を確認できるものをご持参ください。

衛生メモ

アニザギスという寄生虫

日本人は、魚肉を生で食べるのが好きなため、魚を通じて寄生虫病にかかる率が、他の国の人々よりもずっと多いようです。

しかし、これまで魚による寄生虫病は、そのほとんどが淡水魚を生で食べて感染したもので、海産の魚ではマス類によるものだけでした。

ところが、最近海産の魚を生で食べることによってアニザギスという回虫に似た寄生虫が、人間に感染ししかもその感染者が、日本人に案外多いことがはっきりしてきつつあります。

この虫は、本来イルカやクジラなど海の哺乳類にいる寄生虫ですが、ふつういろんな海産の魚の筋肉や腹の中に寄生しています。

長さ四、五センチの白いミミズみたいな虫で、サバブリ・スルメイカなどに多く寄生しており、これらの魚は刺身や酢の物で食べる機会の多いものです。

また、やっかいなのは寄生する所が人の胃・腸壁でこれまでに、胃がんや胃かいようなどとして手術されその部分から虫体が確認されています。

病状の程度によっては、はっきりした診断がつかないまま一年以上かかることもあります。ですから、魚を生で食べるときは、明るい所でよく見て食べるように心がけたいものです。

私の発言

犬の放し飼い対策を

先日、城山で観光客が付近の住家の飼い犬にかまれたという記事をみて、ぞっとしました。

この事件にかぎらず犬の放し飼いが多いのには、ほんとうに困ったものです。

この機会に、取り締まりをきびしくしてほしいと思います。

（田上町・一主婦）

◎望みたい飼主の自覚

〔保健所からのお答え〕

県の飼犬取締条例によると、犬の飼い主は、つぎのことを守るように定められています。

①飼い犬が、人に危害を加える恐れがある場合は、つなぐか、口輪をかけるかの方法で管理すること。

②飼い犬に、公の場所、他人の庭、田畑などを荒らすような行為をさせないこと

③飼い犬を捨てないこと。

ところが、これらのことがよく守られていないため、多くの人に迷惑をかけています。

そこで「すべての犬を強制的につながせるようにし、つながないときは捕獲しては…」という要望が、よくまいります。

しかし、飼犬取締条例では、特別の場合のほかは、つなぐよう命令することができないことになっています。

ですから、飼い主の方はこれらのことをよく考え、十分自覚して、つなぐようにしてほしいものです。

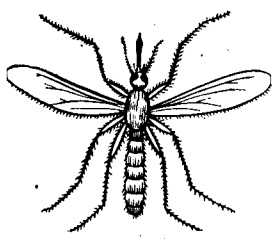

（コガタアカイエカ）

あの町この町

納税意欲

ことぶき納貯組合

上荒田町のことぶき納税貯蓄組合は、加入者が約二百三十名いますが、みんなの納税意欲は、目ざましく百%に近い優秀な納税成績をあげています。ところでこの納税貯蓄組合では、市から受ける補助金などをもとに毎年いろんな催しをしていますが、ことしは、つい最近、中央市場の魚類部など市の施設を見学、有意義な一日を過ごしました。

りっぱな公民館が完成

易居町内会

易居町内会では、町の公民館を建設中でしたが、このほど、りっぱな建物ができあがりました。

工費約七百万円で、鉄筋三階建て（一、二階はホール）、約三百平方メートルの大きな公民館です。

建設費は、会員（約七百四十世帯）の寄付で、ほとんどまかないました。これまで、集会場がなくて困っていた町民の悩みはこれで解消したわけです。

お知らせ

児童扶養手当などの所得状況届

児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けておられる方は、毎年6月に所得状況届を出すことになっています。この届書を出さないと9月期からの手当が受けられなくなりますので、必ず6月末日までに証書と印鑑をそえて、市社会課援護係へ（谷山支所管内の方は福祉事務所谷山分室へ）提出してください。

武・田上土地区画整理審議会委員の選挙

このほど、武・田上地区土地区画整理事業について知事から事業実施の認可が告示されました。

これに伴い、この地区の区画整理審議会委員の選挙が8月17日に行なわれます。

立候補の届出は7月27日から8月5日まで市建設部管理課で受け付けます。

なお選挙人名簿の縦覧は6月24日から7月7日まで武小学校で行ないます。

また、この地区に所有権以外の権利（借地権や地益権、地上権、小作権など）で登記のないものをお持ちの方は、市都市計画課へ早めに届け出てください。

特別弔慰金の請求は早めに

昭和16年12月8日以降に死亡した軍人、軍属および準軍属（徴用者、動員学徒終戦後海外で死亡した日本人など）の遺族で、昭和40年4月1日現在において公務扶助料や遺族年金、遺族給与金などを受けていない方に特別弔慰金が支給されることになっています。

該当すると思われる方はくわしいことを市社会課援護係または、もよりの支所へお問い合わせのうえ、すぐに請求してください。

なお、請求期間は来年5月末日までで、この期限を過ぎると時効になります。

占領軍の不法行為による被害者に給付金

このたびの法律改正により、占領期間中（昭和20年8月15日～昭和27年4月28日）に占領軍の軍人、軍属または、その家族などの不法行為によって発生した交通事故や殴打暴行事件などの被害者とその遺族に、支給金や特別給付金が支給されることになりました。

この支給金などの請求期間は昭和45年2月27日まで請求先は福岡防衛施設局またはその熊本支局です。

くわしいことは、直接お問い合わせください。

なお、この請求期限を過ぎると、大部分時効になり請求できなくなります。

勤労者福祉資金の融資額引き上げ

勤労者福祉資金の融資額は、これまで一人最高3万円でしたが、その額が5万円に引き上げられました。

融資ご希望の方は県労働金庫か相互信用金庫の本店支店へお申し込みください

人権擁護委員一人を再任

つぎの方が、5月1日付で人権擁護委員に再任されました。

中島　晃　下荒田町499

市税の納期

市県民税（第一期）
とき　6月15日～30日

国民健康保険税（第二期）
とき　6月15日～30日